

令和3年4月7日

瀬戸内市立幼稚園、小・中学校
保護者の皆様

瀬戸内市教育委員会
教育長 東南 信行

新型コロナウイルス感染症の出席停止等の基準について（4月1日版）

新型コロナウイルス感染拡大防止のためにご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴う欠席等の取扱いについて、令和3年6月29日付「新型コロナウイルス感染症の出席停止等の基準について（6月29日版）」を下記のとおり出席停止等の基準を一部改訂（下線）し、令和3年4月1日から運用することとします。保護者の皆様には、このことについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後必要に応じて、対応等の変更や追加の可能性もあることをご了承願います。

記

1 出席停止等の扱いについて

○以下については、欠席とはせず、出席停止の扱いとします。

- (1) 本人が、医療機関等で、新型コロナウイルス感染症と診断された場合。
- (2) 本人が、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合（濃厚接触者と特定された場合）。
- (3) 本人が、海外から帰国・再入国し、保健所等から経過観察のため自宅等に待機の要請等を受けた場合。
- (4) 本人に、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、**高熱**等の症状が見られる場合。
※すぐに医師又は備前保健所にご相談ください。
- (5) 本人に、比較的軽い**風邪の症状（咳・発熱）**が見られる場合。
※症状が4日以上続く場合は、医師又は備前保健所にご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合には、すぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

※発熱については、医師への受診をされていない場合は、原則、**解熱後5日間**は自宅で療養及び経過観察をお願いします。なお、医師の受診を受けた場合は、受診後学校に詳細をご連絡いただきますようお願いいたします。

○以下については、欠席とはせず、「**校長が出席しなくてもよいと認めた日**」として扱うこととします。

上記の出席停止の要件以外での新型コロナウイルス感染予防のための欠席については、まず、保護者の方から欠席させたい事情をよくお聞きして、保護者の方が感染の可能性が高まっていると考える理由を把握した上で、校園長の判断により「非常変災」として扱うことができるものとします。

（裏面もご確認願います）

※以下のいずれの場合も、在宅学習願（新規）の提出をお願いします。申請期間は、10日間ですが、延長を希望する場合は、在宅学習願（変更）をご提出ください。

(6) 国が緊急事態を宣言した対象地域（都道府県知事が独自に緊急事態を宣言した地域を含む）から移動した者が、健康観察のために保護者の申し出により、自宅等に待機（10日間）をする場合。

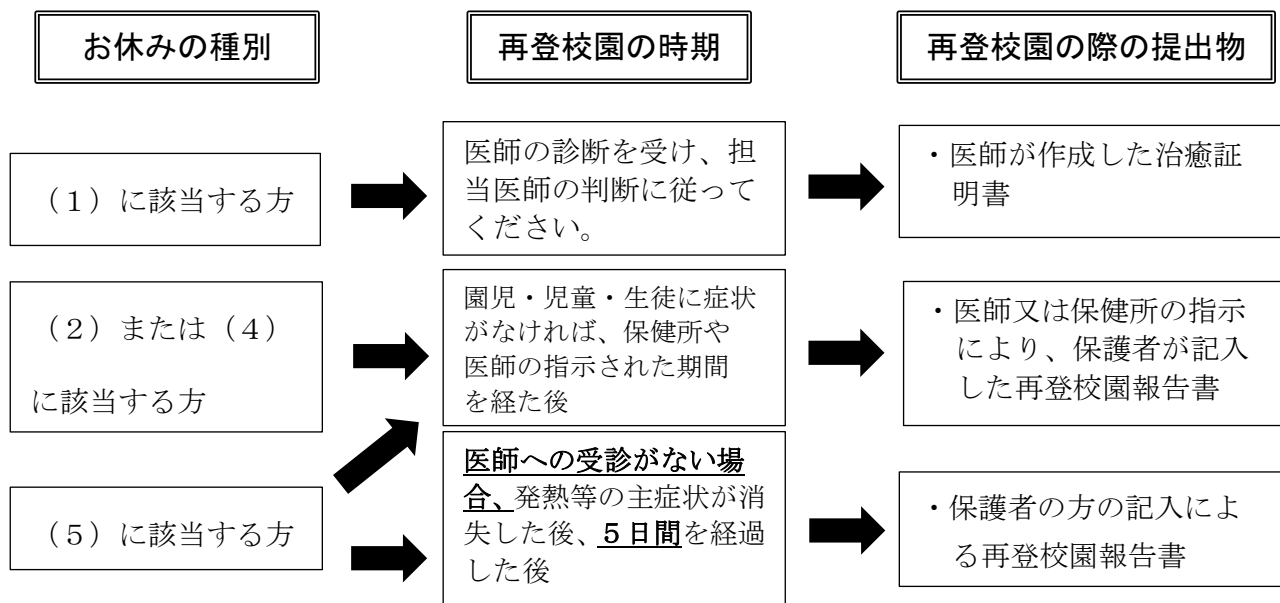
(7) 同居の方の中に、上記の（1）～（6）に該当する方がいらっしゃる家庭で保護者から他への感染防止のため出席を見合わせる旨の申し出があった場合。

(8) 同居の方の中に、上記の（1）～（6）に該当する方はいないが、園児・児童・生徒自身の感染リスクを排除するため、保護者の申し出により、在宅学習願の提出があった場合。

- ・（1）については、出欠の記録は、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、出席停止（新型コロナウイルス感染症）と記載します。
- ・（2）～（5）については、出欠の記録は、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、出席停止（新型コロナ健康観察）と記載します。
- ・（6）～（8）については、出欠の記録は、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、出席停止等（非常変災（感染予防））と記載します。この運用期間は、岡山県知事等から終息宣言が出されるまでとします。（8）の場合、家庭で学習した成果等をもとに成績をつけることになることをご理解ください。

2 再登校園の時期と提出物について

上記の場合から再登校園される場合は、以下のようにご対応をお願いします。



※（5）に関する再登校園の例（医師への受診がない場合）

例	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
症状	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	解熱後 5日目	解熱後 6日目
対応	出席停止 1日目	出席停止 2日目	出席停止 3日目	出席停止 4日目	出席停止 5日目	出席停止 6日目	出席停止 7日目	出席停止 8日目	再登校

